

令和 7 年度 第 3 回国民健康保険運営協議会資料

【その他資料】

1 財政健全化計画について

(1) 財政健全化計画書（案）

———— 資料 1

2 外国人被保険者等の前納制度について

———— 資料 2

国保財政健全化変更計画書(案)

「国民健康保険事業者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)
に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和17年度まで18ヵ年計画)

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度	都道府県名				保険者番号	保険者名
			東京都	48	小金井市			
法定外繰入金 ※1		226,236千円	①赤字の要因 歳入:賦課率が低い、 ②黒字分:0円	赤字の原因				
繰上充用金の新規増加分 ※2		0千円	③黒字分を差し引いた後の赤字額(合計):226,236千円					
赤字額(合計)		226,236千円						
赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的な取組内容					
①予算推計ベースの令和7年度の赤字額:800,000千円	1 賽入の確保【70,000千円】		① 保険税率の設定・納付金・標準保険料率を参考に、税率等を毎年度見直す。)					
②解消の目標年次:令和17年度	② インセンティブの獲得		② 収納率向上対策の推進【50,000千円】					
③赤字削減・解消手段の主要事項 歳入確保の強化、保健事業等の取組による医療費の適正化に努め、赤字削減・解消を推進する。	2 収納率の推進(国保加入時にかかる口座振替利用勧奨の強化) ③ 保健事業等の取組による医療費適正化の推進【15,000千円】		① 収納率の維持・向上 ② ジェネリック差額通知の継続実施 ③ レセプト点検の継続実施 ④ データヘルス計画に基づく保健事業の実施					
② 赤字削減計画	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
法定外繰入の 削減予定額(率) ※3	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	300,000 千円(%)
繰上充用金の新規増 加分の削減予定額 (率) ※3	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
合計	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	300,000 千円(%)
赤字削減予定額(率) ※3								

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。
※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てるの額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。
※3 年度の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。
令和8年 月 日

東京都知事 殿

小金井市

小金井市長 白井亨

国保財政健全化変更計画書(案)

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)
に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和17年度まで18ヵ年計画)

① 赤字 の 発 生 状 況	年度(赤字発生年度)	平成28年度	赤字の原因					
			法定外繰入金※1	繰上充用金の新規増加分※2	赤字額(合計)	保険者番号	保険者名	
			226,236千円	0千円	226,236千円	48	小金井市	
② 赤字 削 減 計 画	赤字削減・解消のための基本方針	赤字削減・解消のための具体的な取組内容						
	①予算推計ベースの令和7年度の赤字額・800,000千円 ②解消の目標年次:令和17年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 歳入確保の強化、保健事業等の取組による医療費の適正化に努め、赤字削減・解消を推進する。	1 蔡入の確保【70,000千円】 ① 保険税率の設定・納付金・標準保険料率を参考に、税率等を毎年度見直しする。 ② インセンティブの獲得 2 収納率向上対策の推進【5000千円】 ① 口座振替の推進(国保加入時における口座振替利用勧奨の強化) ② 収納率の維持・向上 3 保健事業等の取組による医療費適正化の推進【15,000千円】 ① ジェネリック差額通知の継続実施 ② レセプト点検の継続実施 ③ データヘルス計画に基づく保健事業の実施						
年度別 の 赤 字 削 減 予 定 額 (率) ※3	計画年次	第7年次	第8年次	第9年次	第10年次	第11年次	第12年次	合計
	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
法定外繰入の 削減予定額(率)								
繰上充用金の新規増加 分の削減予定額(率)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	90,000 千円(%)	90,000 千円(%)	90,000 千円(%)	420,000 千円(%)	
合計	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	420,000 千円(%)
赤字削減予定額(率)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	90,000 千円(%)	90,000 千円(%)	90,000 千円(%)	420,000 千円(%)	

※1 國民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。
※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の繰上充用の額の差引増加分)。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。
令和8年 月 日

東京都知事 殿

小金井市

小金井市長 白井 亨

国保財政健全化変更計画書(案)

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)
に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和17年度まで18ヵ年計画)

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度	赤字の原因						
			法定外繰入金※1	繰上充用金の新規増加分※2	赤字額(合計)	保険者番号	保険者名		
			226,236千円	0千円	226,236千円	48	小金井市		
② 赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的な取組内容						
			①予算推計ベースの令和7年度の赤字額・800,000千円 ②解消の目標年次:令和17年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 歳入確保の強化、保健事業等の取組による医療費の適正化に努め、赤字削減・解消を推進する。	1 蔡入の確保【70,000千円】 ①保険税率の設定・納付金・標準保険料率を参考に、税率等を毎年度見直しする。 ②インセンティブの獲得 2 収納率向上対策の推進【5000千円】 ①口座振替の推進(国保加入時における口座振替利用勧奨の強化) ②収納率の維持・向上 3 保健事業等の取組による医療費適正化の推進【15,000千円】 ①ジェネリック差額通知の継続実施 ②セブト点検の継続実施 ③データヘルス計画に基づく保健事業の実施					
赤字削減計画	年度別の赤字削減額※3	計画年次	第13年次	第14年次	第15年次	第16年次	第17年次	第18年次	合計
	年	度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
法定外繰入の削減予定額(率)									
繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	480,000 千円(%)
合計	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	80,000 千円(%)	480,000 千円(%)

※1 國民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。
※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の繰上充用の額の差引増加分)。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。
令和8年月日

東京都知事 殿

小金井市

小金井市長 白井 亨



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

説明会資料

厚生労働省 保険局 国民健康保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

在留外国人の医療保険適用の課題と対応

- 短期滞在ビザ等で入国する場合を除き、適正な在留資格を有し、日本国内に住所を有している外国人については我が国の医療保険に加入し、保険料を納めながら、保険給付を受けうることができる。
- その中で、在留外国人の医療保険適用の課題として指摘される事項とその対応状況は以下のとおり。

課題①

外国人は保険料収納率が低く、十分な負担をしていないのではないか。

対応状況

- 保険者において、外国语によるリーフレット作成などによる制度の周知や、外国人を含めた保険料の滞納者への納付の勧奨や相談等の取組、地方出入国在留管理局と連携した取組を実施。
 - 外国人の保険料の収納状況について実態把握ができるなかつたところ、独自に把握を行っている自治体に対し聞き取りを実施。集計を行った約150自治体における外国人の収納率は63%であった（※）。
- なお、同じ約150自治体の日本人も含めた全体の収納率は93%、全国の日本人も含めた全体の収納率は94%となっている。

（※）外国人の収納率は「外国人世帯主の世帯に係る収納金額／外国人世帯主の世帯に係る総賦課額」の数値。時点は令和6年12月末時点が基本であるが、自治体により異なる場合がある。

課題②

入国当初から日本の医療保険による治療目的で来日する外国人が、その目的を隠したまま在留資格を取得して国保に加入し、医療サービスを受けているのではないか。

対応状況

- 平成30年からの対応（在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に市町村が地方出入国在留管理局に通知する枠組み等）を着実に実施。

国民健康保険における外国人被保険者データ

○国民健康保険における外国人被保険者数は、令和5年度時点で97万人で、全体の4.0%を占めている。

○年齢別に見た場合、外国人被保険者数は20～39歳が50.6万人と多く、日本人被保険者に比べ若年層が多い。

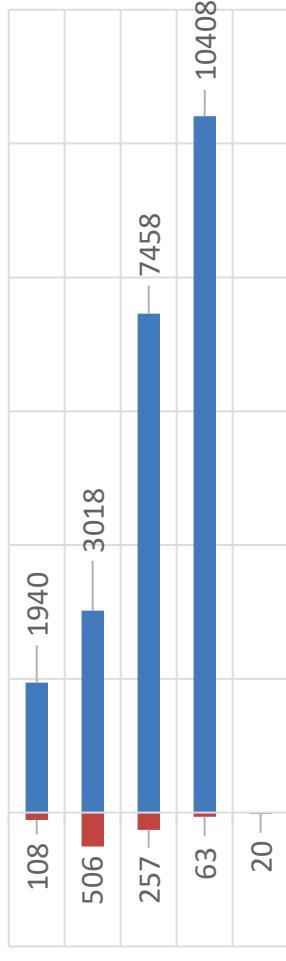
① 外国人被保険者数の推移

年度	被保険者数 (万人) 〔対前年度比〕	外国人被保険者数 (万人) 〔対前年度比〕	占める割合 (%)
平成26	3,303 [97.2%]	91 [103.6%]	2.8
27	3,182 [96.4%]	95 [104.2%]	3.0
28	3,013 [94.7%]	99 [103.8%]	3.3
29	2,945 [97.7%]	99 [100.5%]	3.4
30	2,824 [95.9%]	102 [102.4%]	3.6
令和元	2,711 [96.0%]	99 [97.5%]	3.7
2	2,648 [97.7%]	91 [92.2%]	3.4
3	2,597 [98.1%]	83 [90.4%]	3.2
4	2,508 [96.5%]	92 [110.8%]	3.6
5	2,378 [94.8%]	97 [105.4%]	4.0

被保険者数(～平成28年度):国保事業年報より
被保険者数(平成29年度～):国保実態調査より(各年度末現在)
外国人被保険者数:国保課調べ(各年度末翌日現在)

② 年齢階層別被保険者数 (日本人・外国人) (千人)

■日本人 ■外国人



日本人被保険者数:国保実態調査(令和5年9月末現在)をもとに算出した数値
外国人被保険者数:国保課調べ(令和6年4月1日現在)

【R5.3～R6.2診療分(全体)】

項目	医科・DPC・調剤レセプトの合計	
	うち、外国人	割合
レセプト件数	36,005万件	6,233,726件
総医療費	89,268億円	1,240億円
高額療養費該当件数	9,365,972件	97,302件
高額療養費支給額	9,803億円	118億円
		1.73%
		1.39%
		1.04%
		1.21%

○総医療費、高額療養費支給額に占める外国人の割合は、それぞれ1.39%、1.21%であり、全国的な傾向としては、外国人被保険者に対する国内の診療実績は、必ずしも被保険者に占める外国人の割合に比して大きいとは言えない。

国民の安心と安全のための外国人政策 第一次提言

（令和7年6月5日 自由民主党政務調査会・外国人との秩序ある共生社会実現に関する特命委員会）

2. 当面の課題と対応の方向性

（2）外免切替手続・社会保障制度等の適正化

② 外国人の税・社会保険料の未納付防止組

- ・ 外国人の税・社会保険料の未納付防止等に向けて、外国人への税・社会保険料及び医療費の納付・支払い義務や在留審査での取扱い等について入国前から周知するとともに、医療費不払いのある外外国人情報を関係省庁間で共有する仕組みの対象を訪日外国人だけでなく中長期在留者にも拡大し、同情報を入国審査のみならず、在留審査にも活用すること。このほか、日本に入国した後に国民健康保険に加入する者については、国保加入に際して保険料を前納する仕組みなど保険料を確実に納付したための方策を引き続き検討すること。また、医療機関における外国人対応力の向上とともに、医療機関が診療を拒否できる正当な事由の更なる周知をすること。
- ・ 市町村の事務負担を軽減するため、外国人被保険者調査や制度周知等の都道府県・他の市町村への委託等の実施を図るとともに、市町村の財政的イニシアチティブの強化を図ること。
- ・ 出産育児一時金や海外療養費の不正受給防止対策の継続的な実施を図るとともに、保険医療機関を受診する際のマイナ保険証の利用又は在留カード等の本人確認書類の提示について、厚労省の令和2年の通知（保険医療機関等において本人確認を実施する場合について）に基づき、保険医療機関におけるマイナ保険証等による本人確認の徹底を引き続き促進すること。
- ・ 市町村において外国人の国民健康保険料の滞納情報を把握するためのシステム改修を行うなど、出入国在留管理庁が関係行政機関等から未納付情報の適時適切な提供を受けられるよう必要な措置を講じるとともに、同情報を在留審査に有効活用するなど国と自治体が連携し、情報共有するなど未納防歟に必要な仕組みを早急に構築すること。また、税の未納付防止についても、マイナンバーの活用等の実効的な措置を講じること。これらの措置と併せて、未納がある場合には、新規の上陸申請及び在留期間の更新等において厳格な審査を行うこと。

国民の安心と安全のための外国人政策 第一次提言（続き）

（令和7年6月5日 自由民主党政務調査会・外国人との秩序ある共生社会実現に関する特命委員会）

2. 当面の課題と対応の方向性

（2）外免切替手続・社会保障制度等の適正化 ③外国人の保険適用や財源の在り方等の対策の検討

- ・ 外国人の保険適用や財源の在り方を検討するため、海外の医療保険制度等における外国人の医療に関する調査研究を実施すること。
- ・ 社会保険料を負担している一般国民から見て、不公平感につながらないよう、今後、健康保険についても在留資格情報、在留力ード番号等の取得を進めしていくとともに、外国人被保険者の収納率等も含め、医療保険における外国人の状況について、定期的に公表し、必要な措置を講ずること。
- ・ さらに上記調査結果を踏まえ、中長期的な観点から、外国人の保険適用や高額な医療給付の在り方、イギリスのミグレーション・ヘルス・サーチャージの導入等を踏まえた財源確保の在り方、更には受入れ機関の責任の在り方等を含めて必要な対策を検討し、速やかに結論を得ること。

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

第2章 貢上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

(5) 外国人との秩序ある共生社会の実現

(外免切替手続・社会保障制度等の適正化)

外国の運転免許の日本の運転免許への切替手続（外免切替手続）について、運転免許の住所確認の厳格化や知識確認・技能確認の審査内容の厳格化を進める。外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向け、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。児童手当・就学援助の実態に即した適正利用を図る。

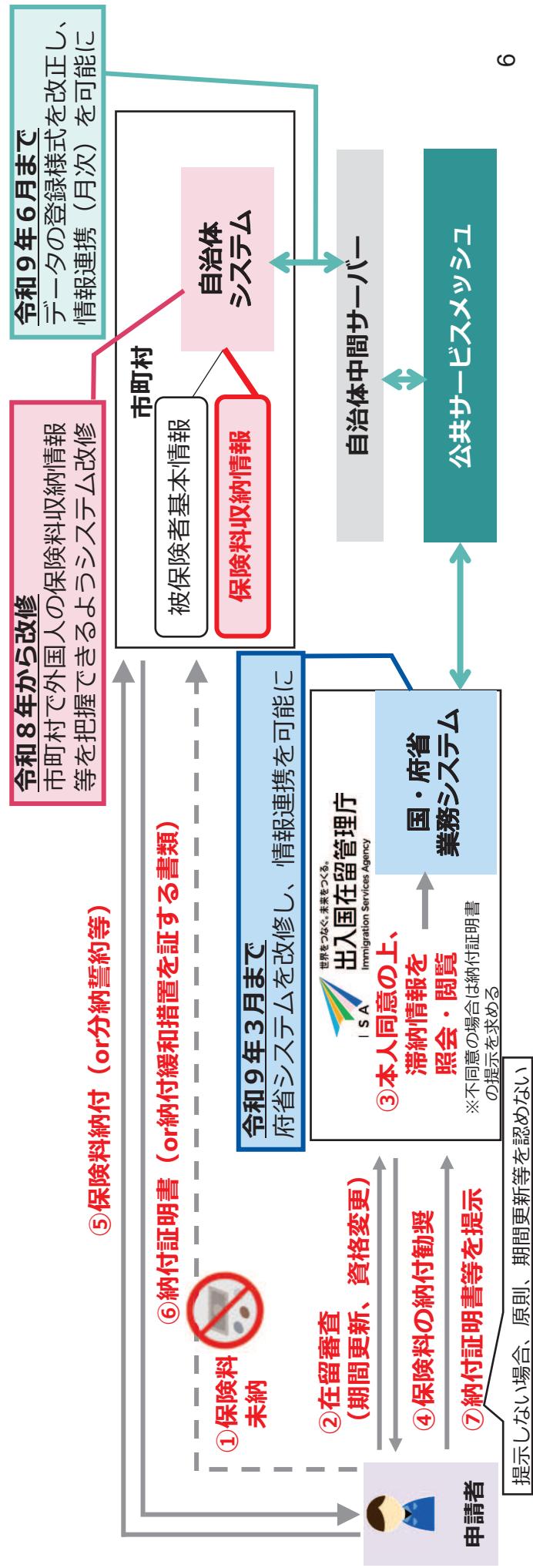
行政機関間の情報連携を活用した国保保険料（税）の滞納対策

1. 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

4. 国民の安心・安全の確保
- (5) 外国人との秩序ある共生社会の実現
(外免切替手続・社会保障制度等の適正化)
(略) 外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払い情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。(略)

2. 取組概要

- デジタル化が運用する情報提供ネットワークシステム「公共サービスメッシュ」を用いたマイナンバーアプリケーションにより、市町村が国民健康保険料（税）の収納情報を登録し、入管局において外国人の在留審査時に活用する。
- 令和9年6月から情報連携を開始できるよう、厚労省・入管局が連携してシステム整備を進める。



行政機関間の情報連携を活用した国保保険料（税）の滞納対策【スケジュール】

施策	R7年度	R8年度	R9年度
行政機関間の情報連携を活用した国保保険料（税）の滞納対策	市町村システム改修のための 国民健康保険システム標準仕様書等の改定 （～R8.3）	市町村システムの改修 ①外国人の国保保険料の滞納情報の把握のための改修 ②入管庁とのマイナンバー情報連携のための改修	運用開始（R9.6～）

※現在国民健康保険中央会と調整中の機能要件案（関係省庁と調整中）（は次々頁